

# 農の広場

登米市農業委員会だより

特別号

平成29年1月

## 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

皆様には、日頃より農業委員会活動についてご理解ご支援をいただきありがとうございます。

「農業委員会等に関する法律」の一部改正がなされ、平成28年4月1日に施行されました。この改正により、登米市では現在の農業委員の任期満了後の平成29年7月24日から新たな農業委員会体制へ移行します。

これまで農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づく選挙により選出されていましたが、公選制が廃止され、市長が議会の同意を得て任命することになりました。市長は、任命に当たって農業者や農業団体等に候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする方を募集します。

また、新たに農地利用の最適化（遊休農地対策・農地集積集団化対策・新規参入促進等）を推進する「農地利用最適化推進委員」が新設され、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱します。農業委員会は委嘱に当たって農業者や農業団体等に候補者の推薦を求めるとともに、農地利用最適化推進委員になろうとする方を募集します。

なお、「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」の両方に応募することができますが、どちらか一方の委員にしかありません。

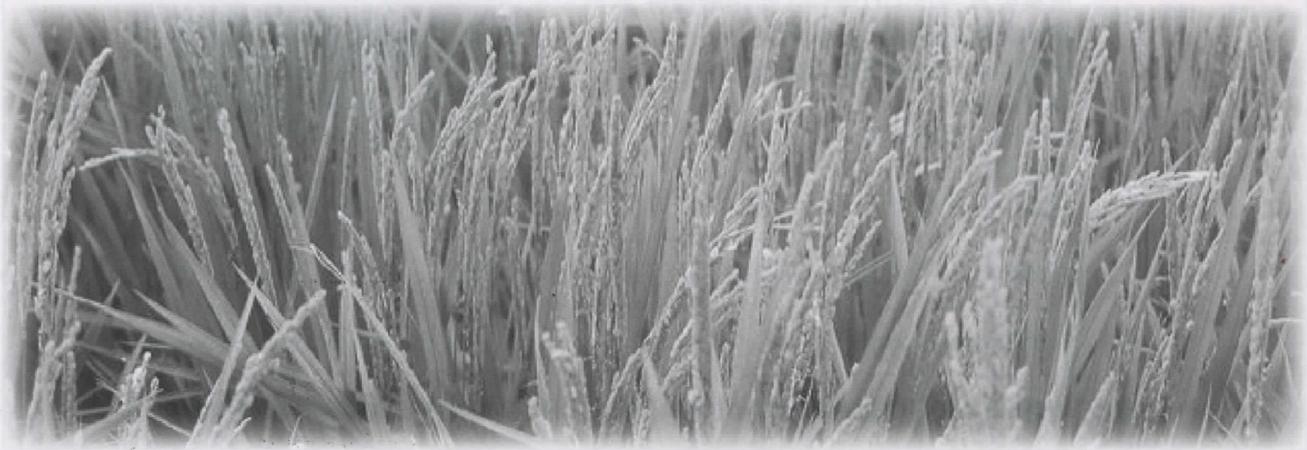
市と農業委員会は、「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」の募集を行いますのでそれぞれの募集要項をお知らせいたします。

### 登米市農業委員会

農業委員 24人

⇔ 連携 ⇔

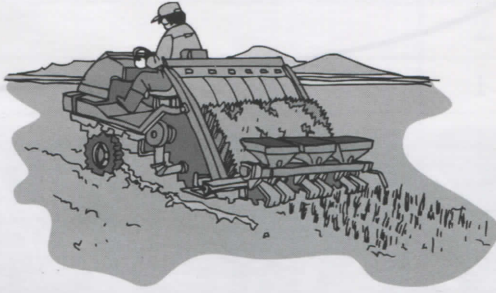
農地利用最適化推進委員 30人





## 農業委員募集要項


農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる20歳以上（平成29年7月24日現在）の方を募集します。

|         |   |
|---------|---|
| 定数      | 24人   |
| 応募資格    | 下記のいずれかに該当する者は、農業委員、農地利用最適化推進委員になることができません。<br>①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者<br>②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  |
| 応募方法    | 自薦、または他薦（団体推薦又は推薦日に20歳以上の者3人以上の連名による推薦）による。<br>規定の様式に必要書類を添えて、登米市農業委員会へ提出して下さい。<br>※規定の様式は、登米市農業委員会事務局、各総合支所で用意しています。また、登米市農業委員会ホームページに掲載しています。   |
| 応募受付期限  | 平成29年2月20日（月）まで<br>※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。（登米市農業委員会ホームページでお知らせします。）  |
| 応募状況の公表 | 受付期間中（平成29年2月6日ころ）及び期間終了後ホームページで公表します。（2回）  |
| 選任の方法   | 市長は、登米市農業委員会委員選考委員会により候補者の選考を求め、候補者を決定し、登米市議会の同意を得て、任命します。<br>※選任に当たっての必須要件<br>・委員の過半数は認定農業者が占めること。<br>・農業者以外の者で、中立な立場で公平な判断をすることができる者が含まれること。<br>※選任に当たっての配慮しなければならない要件<br>・年齢、性別等に著しい偏りが生じないように、女性や50歳未満の若者を積極的に登用すること。<br>※一定地域に集中しないよう、地域バランスを考慮すること。   |
| 主な業務    | <p>総会議案の審議、現地調査等<br/>         農業者年金加入推進等<br/>         農地賃借料情報の提供<br/>         家族経営協定推進<br/>         農業経営継承の支援<br/>         農業委員会だより等による情報提供<br/>         農地利用最適化の指針策定<br/>         農業委員会活動情報の公表<br/>         意見の提出<br/>         市全域の現場活動<br/>         農家相談<br/>         総会、各種会議、研修会等への出席</p>  |
| 任期      | 3年間（平成29年7月24日から平成32年7月23日）   |
| 身分      | 非常勤職員の特別職   |
| 報酬      | 月額46,000円（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額）   |



## 農地利用最適化推進委員募集要項

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる20歳以上（平成29年7月24日現在）の方を募集します。

|         |   |
|---------|---|
| 定数      | 30人（担当区域と定数は4ページに掲載しています。）  |
| 応募資格    | 下記のいずれかに該当する者は、農業委員、農地利用最適化推進委員になることができません。<br>①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者<br>②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  |
| 応募方法    | 自薦、または他薦（団体推薦又は推薦日に20歳以上の者3人以上の連名による推薦）による。<br>規定の様式に必要書類を添えて、登米市農業委員会へ提出して下さい。<br>※規定の様式は、登米市農業委員会事務局、各総合支所で用意しています。また、登米市農業委員会ホームページに掲載しています。   |
| 応募受付期限  | 平成29年2月20日（月）まで<br>※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。（登米市農業委員会ホームページでお知らせします。）  |
| 応募状況の公表 | 受付期間中（平成29年2月6日ごろ）及び期間終了後ホームページで公表します。（2回）  |
| 選任の方法   | 農業委員会が農地利用最適化推進委員の候補者の選考を行い、農地利用最適化推進委員を決定し、委嘱します。<br>※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することは出来ません。<br>  |
| 主な業務    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の農地利用状況調査の実施（遊休農地等の現地調査）</li> <li>利用意向調査の実施（遊休農地の所有者へ今後の利用意向確認）</li> <li>基盤強化法等による担い手への集積の促進</li> <li>農業上の利用の確保（遊休農地、違反転用対策等）の指導</li> <li>農業経営の規模拡大の推進</li> <li>農地の集団化（中間管理機構との連携）の推進</li> <li>新規就農、新規参入の促進</li> <li>農家相談の実施</li> <li>現場活動の実施</li> <li>各種会議、研修会等への出席</li> </ul> |
| 任期      | 委嘱日（平成29年8月を予定）から平成32年7月23日   |
| 身分      | 非常勤職員の特別職   |
| 報酬      | 月額46,000円（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額）   |



## 農地利用最適化推進委員が担当する区域と定数

| 区域名   | 担 当 区 域 |                 | 定 数 |
|-------|---------|-----------------|-----|
| 第1地区  |         | 佐沼及び森の区域        | 1人  |
| 第2地区  | 登米市迫町   | 新田の区域           | 2人  |
| 第3地区  |         | 北方の区域           | 2人  |
| 第4地区  | 登米市登米町  | 日根牛の区域          | 1人  |
| 第5地区  |         | 日根牛区域を除く区域      | 1人  |
| 第6地区  | 登米市津山町  | 柳津の区域           | 1人  |
| 第7地区  |         | 横山の区域           | 1人  |
| 第8地区  | 登米市東和町  | 米川の区域           | 1人  |
| 第9地区  |         | 錦織の区域           | 1人  |
| 第10地区 |         | 米谷の区域           | 1人  |
| 第11地区 | 登米市中田町  | 石森の区域           | 2人  |
| 第12地区 |         | 宝江の区域           | 1人  |
| 第13地区 |         | 上沼の区域           | 2人  |
| 第14地区 |         | 浅水の区域           | 1人  |
| 第15地区 | 登米市豊里町  | 鴫波三区の区域         | 1人  |
| 第16地区 |         | 山通りの区域          | 1人  |
| 第17地区 |         | 鴫波三区・山通り区域を除く区域 | 1人  |
| 第18地区 | 登米市米山町  | 善王寺の区域          | 1人  |
| 第19地区 |         | 桜岡の区域           | 1人  |
| 第20地区 |         | 西野の区域           | 1人  |
| 第21地区 |         | 中津山の区域          | 1人  |
| 第22地区 | 登米市石越町  | 石越町の区域          | 2人  |
| 第23地区 | 登米市南方町  | 東郷地区の区域         | 1人  |
| 第24地区 |         | 西郷地区の区域         | 1人  |
| 第25地区 |         | 東郷・西郷区域を除く区域    | 1人  |

### 問い合わせ・提出先

#### 登米市農業委員会事務局 農政総務係

住 所・987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地 登米市中田庁舎1階

電 話・0220-34-2317

メールアドレス・noui@city.tome.miyagi.jp

ホームページ・<http://www.city.tome.miyagi.jp/kurashi/nougyou-ringyou.html>

